

訪問介護員養成研修 2 級課程の受講料助成事業

世田谷区では、介護人材の養成・確保を支援するため「訪問介護員養成研修 2 級課程の受講料助成事業」を実施しています。

◆助成対象者◆

資格取得日に 65 歳未満で、次の要件をすべて満たす方

- ① 訪問介護員養成研修（2 級課程）を修了し、修了後 3 ヶ月以内に
世田谷区内の福祉施設や介護サービス事業所に介護職員として就労している方
- ② 研修修了後、就労した施設等で 3 ヶ月以上継続就労している方
登録ヘルパーについては、3 ヶ月以上の登録で従事時間が 90 時間を超えていること



◆申請の期限◆

上記①、②の要件を満たした日の翌日から起算して **30 日以内**
(郵送の場合は到着日が 30 日以内)

◆助成金額◆

受講料（テキスト代、補講料、実習費等を含む、上限 8 万円）の **9 割**（千円未満切捨）
72,000 円上限

※ ただし、助成金総額は平成 23 年度予算の範囲となります。

◆申請に必要な書類◆

- ① 申請書（区のホームページからもダウンロードできます）<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/>
「トップページ>福祉と健康>介護保険>平成 23 年度訪問介護員養成研修 2 級課程受講料助成事業」
- ② 修了証明書の写し（介護保険法施行令第 3 条第 1 項第 2 号の研修分）
- ③ 就労を証明するもの（申請書の就労証明欄を使用しても可）
- ④ 年齢を証明するもの ⑤ 研修指定事業者発行の領収書原本（宛名が申請者のものに限る）

注意 ・ 申請書・請求書等はネーム印（スタンプ）不可。（すべて同じ印を使用すること）
・ 3 万円以上の領収書には収入印紙の貼付が必要な場合があります。確認の上提出してください。
・ 訂正する場合は、二本線で消し、申請と同じ印で訂正印を押してください。

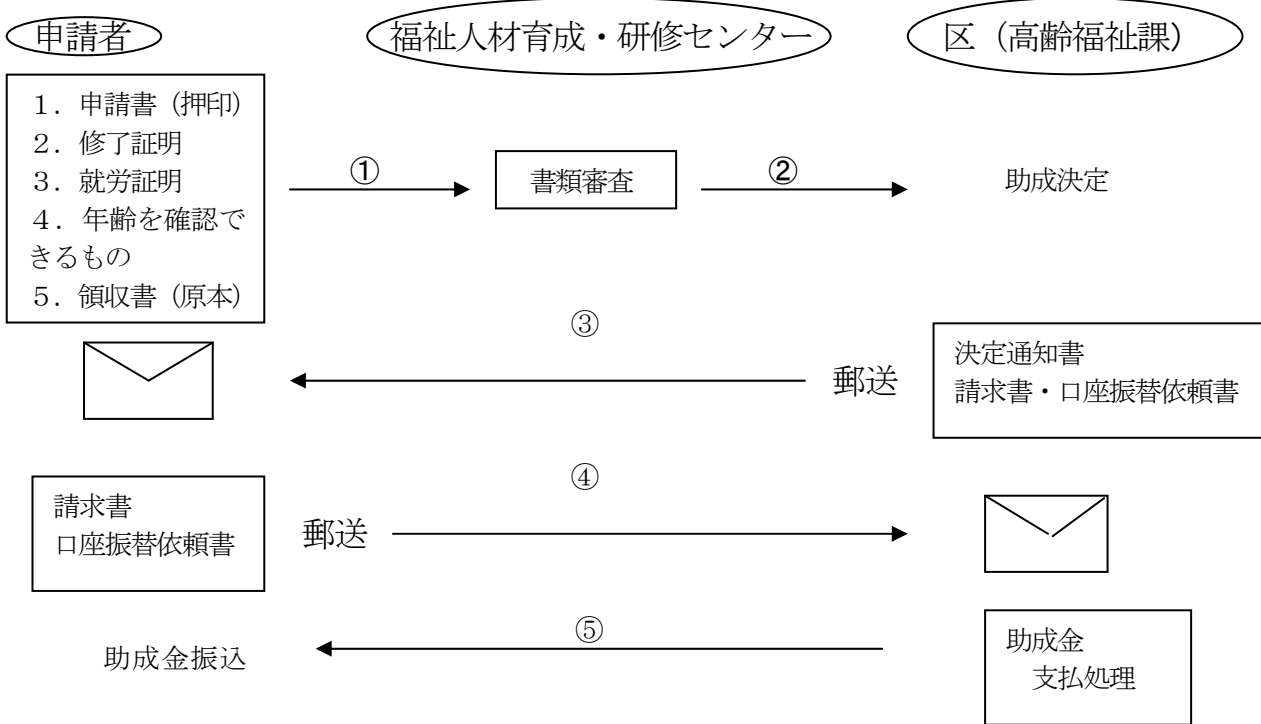
◆国、東京都や民間で実施されている他の類似の助成を受けた方は対象となりません。

◆問い合わせ・申し込み先◆

世田谷区福祉人材育成・研修センター

裏面有り

<受講料助成事業の流れ>



< 問い合わせ・申込先 >

〒157-0066
 世田谷区成城 6-3-10
 成城 6 丁目事務所棟 1 階
 世田谷区福祉人材育成・研修センター (月～金 8時30分～17時15分)
 TEL 03-5429-3100 FAX 03-5429-3101
 ホームページ <http://www.setagayaj.or.jp/jinzai/>

